

## 10分かけ放題オプション利用特約

Y. U – m o b i l e株式会社（以下、「当社」といいます）は、10分かけ放題オプション利用特約（以下、「本特約」といいます）を以下のとおり定め、これにより10分かけ放題オプション（以下、「本オプション」といいます）を提供します。

なお、用語の定義および本特約に記載のない事項は、ヤマダニューモバイル利用規約（以下、「本規約」といいます）の定めに基づくものとし、本特約と本規約が抵触する場合は本特約が優先して適用されるものとします。

### 第1条（定義）

本特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- （1） 申込者  
当社が指定する方法にて本オプションへの申し込みを行った者をいいます。
- （2） 契約者  
申込者のうち、当社が承諾し、当社所定の手続きを完了した者をいいます。
- （3） 利用契約  
本特約に基づき、当社と契約者との間に締結される本オプションの提供に関する契約をいいます。
- （4） ヤマダニューモバイル  
当社が提供するLTE ネットワークまたは第3世代携帯電話ネットワークによるワイヤレスデータ通信、インターネット接続、音声サービス、SMS、SIMカード、接続ソフトウェアをパッケージ化したサービスをいいます。

### 第2条（本オプション概要）

1. 本オプションは、第7条に定める月額利用料金をお支払い頂くことにより、株式会社U-NEXTが提供する専用の無料アプリ「U-CALL MAX」（以下、「本アプリ」といいます）を利用した第三者課金発信による日本国内間の音声通話が1回あたり10分まで無料となるサービスです。なお、通話の回数に制限はありません。
2. 本アプリを利用せずに発信した場合、本オプションの適用対象外の音声通話となり、通話料は本規約に定める通常の料金となります。
3. 本アプリを利用した第三者課金発信による音声通話が1回あたり10分を超過した場合、超過した通話時間には第三者課金発信による通話料（11円（税込）／30秒）が発生します。
4. 日本国外から発信する場合、本オプションはご利用いただけません。

### 第3条（本特約の適用）

1. 当社は、本特約を変更することがあります。この場合、本オプションの利用条件は変更後の本特約によります。
2. 当社は、本特約を当社が運営するWebサイト（以下、「当社Webサイト」といいます）に掲載する方法またはその他当社が別途定める方法により、契約者に周知しま

す。

#### 第4条（申し込み）

1. 申込者は、本特約に同意のうえ、当社の別途定める手続きに従い、ヤマダニューモバイルの申し込みと同時またはヤマダニューモバイルの契約後に本オプションの利用契約を申し込むものとします。
2. 当社は、利用契約の申し込みがあったときは、必要な審査、手続きを経た後に、これを承諾するものとします。
3. 当社は、次の場合、申し込みを承諾しないこと、または承諾を取り消すことがあります。
  - (1) 利用契約申し込みの際の申告情報に、虚偽の記載、不備があったとき、その疑いが濃厚であると当社が判断したとき
  - (2) 申込者が、月額利用料金の支払いを怠る恐れがあると当社が判断したとき
  - (3) 過去に、利用契約を解除されたことがあったとき
  - (4) 申込者が法人のとき
  - (5) 利用契約の解除を行った日が属する月に、再度本オプションの申し込みを行ったとき
  - (6) その他、当社が申し込みを承諾できないと判断したとき

#### 第5条（利用契約の単位）

1. 本オプションは、ヤマダニューモバイルDコース通話機能付きSIMサービスの契約者のお申し込みいただけます。
2. 本オプションは、ヤマダニューモバイル1契約あたり、1利用契約を締結します。

#### 第6条（本オプションの利用）

1. 本オプションの利用開始日は、当社が申込者から第4条に定める利用契約の申し込みを受け付け、本オプションの提供に必要な登録を完了した日とします。
2. 本オプションは、本アプリをインストールのうえ、本アプリを利用して発信することでご利用いただけます。

#### 第7条（利用料金）

1. 本オプションの利用料金は、以下のとおりです。

10分かけ放題オプション	月額料金 880円（税込）
--------------	---------------

2. 本オプションの月額料金の課金開始月は、第6条に定める利用開始日が属する月とし、利用料金の日割りは行いません。利用契約の解約月の利用料金についても、日割りは行いません。
3. 料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払がない場合、契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として支払うものとします。

4. 当社は、契約者にお支払いただいた利用料金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
5. 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本オプション利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

#### 第8条（契約者からの解除申出）

1. 契約者は、本オプションの解除を希望されるときは、当社所定の方法で、当社に対して本オプションの解除を申し出るものとします。
2. ヤマダニューモバイルの利用契約が解除された場合、本オプションの利用契約も同時に解除されるものとします。

#### 第9条（当社が行う本オプションの利用契約の解除）

当社は、契約者が本特約および本規約のいずれかの定めに違反し、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼす場合、またはそのおそれがある場合、契約者の本オプション利用契約を解除することがあります。

#### 附則

本特約は、令和3年3月1日から実施します。